○関東地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日立市石名坂町二丁目一〇七二番一から同市大みか町七丁目一七七番まで	前	一六・一四～四五・四九メートル	○○・八○○キロメートル
	後	一九・四四～九五・六四メートル	○○・八○○キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栃木県那須郡那須町大字豊原丙字下海道西二二〇七番二から同町大字豊原丙字海道西三三〇四番一まで	前	一一・五〇～二八・〇〇メートル	○○・二六七キロメートル
	後	一三・〇〇～二八・〇〇メートル	○○・二六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栃木県那須郡那須町大字豊原丙字下海道西二一九九番二から同町大字豊原丙字海道西三三〇四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十五日

○関東地方整備局告示第六十号

那珂川水系に係る指定区間外の一級河川那珂川及び藤井川について、昭和四十五年四月二十二日付けで告示された建設省告示第六百九十七号を次のように改める。

平成二十二年三月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

関係図面のうち、第十一号図から第十二号を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三十八年七月五日付け茨城県告示第七百六十七号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○中部地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡県田方郡函南町桑原字茨ヶ平一三六四番八から三島市塚原新田字舟ヶ久保一六九番一まで	前	BA 八・八五～一〇二・〇〇メートル	一三・六九六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・八五～一〇六・〇〇メートル 二二・〇〇～一三八・〇〇メートル	一三・六九六キロメートル 四・一五五キロメートル	
静岡市駿河区宇津ノ谷字一里山五八番一地内	前	四九・五〇～六七・三〇メートル	○○・〇三三キロメートル	
	後	六七・三〇～七六・五〇メートル	○○・〇三三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
静岡市清水区小河内字宮ノ脇二九二四番一から同市清水区小河内字宮ノ脇二九一七番一まで	前	一一・五〇～二四・五〇メートル	○○・〇五九キロメートル
	後	一一・五〇～三五・〇〇メートル	○○・〇五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
関市小屋名字石原一七七番七から同市小屋名字附溝八六六番一	前	一七・三〇～六八・〇〇メートル	○○・八六五キロメートル
	後	一七・三〇～八八・四〇メートル	○○・八六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
静岡県駿東郡小山町生土字宮下四九六番五から同町生土字真尾根四六三番五まで	前	二〇・〇〇～二四・〇〇メートル	○○・一六〇キロメートル
	後	二四・〇〇～五三・〇〇メートル	○○・一六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所